

# GAPに取り組んでみましょう

令和2年7月6日

上川農業改良普及センター士別支所

## 「GAPに取り組む」「GAPを実施する」

農業者がGAP(活動または取り組み)を自ら実施すること。

(認証を取得しているかどうかは関係ない)

### 環境保全型農業直接支払交付金 内容確認書の項目

1. 食品安全・・・消費者への安全
2. 環境保全・・・自然環境の保全
3. 労働安全・・・労働者への安全
4. 人権保護
5. 農業経営管理

「国際水準GAPの実施」  
認証取得がいつでも可  
能となる水準をめざす

### 1. 食品安全 「トレーサビリティの取り組み」

「5. 農場経営管理」  
にも該当

商品への表示	出荷する商品、送り状、納品書等に下記の表示を行っている。 ① 農場名② 名称③ 原産地
出荷記録	出荷した商品の出荷と収穫のつながりがわかる出荷の記録がある。記録には、下記の項目を含む。 ① 出荷先・販売先② 出荷日③ 品名④ 出荷数量 ⑤ 収穫ロットまたは収穫ロットと結びついている保管ロット
収穫記録	収穫の履歴として、下記を記録している。 ① 収穫ロット(収穫日、ほ場番号が連動している) ② 品名③ 収穫日④ 収穫数量⑤ 収穫した圃場

# 1. 食品安全 「衛生設備に関連する管理」

「4. 人権保護」  
にも該当

手洗い設備	トイレ及び農産物取扱い施設の近くに用意されている。手洗い設備は衛生的に管理され、衛生的な水を使った手洗いができる流水設備と手洗いに必要な洗浄剤・手拭・消毒等の備品がある。
トイレの確保と衛生	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 作業員に対し十分な数のトイレが作業現場の近くにある。</li> <li>② トイレは定期的に清掃されており、衛生的である。</li> <li>③ トイレは衛生面に影響する破損があれば補修されている。</li> <li>④ トイレの汚物・汚水は適切に処理されており、圃場や施設、水路を汚染しないようにしている。</li> </ol>

# 1. 食品安全 「作業員および入場者の健康状態の把握」

適合基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 農産物を通して消費者に感染する可能性がある疾病に感染または疑いのある作業員及び入場者は、事前に農場の責任者へ報告をしている。</li> <li>② 農場の責任者は、①に該当する者に対し、収穫及び農産物取扱いの工程への立入・従事を禁止または対策を講じた上で立入・従事を許可している。</li> </ol>
取り組み例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嘔吐、下痢、黄疸、発熱等の症状がある作業員については、感染症（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌、ノロウイルス等）の疑いがあるため立入・従事を禁止する。</li> <li>・手指に化膿創がある場合には黄色ブドウ球菌による汚染リスクがあるため、重度の場合には農産物に接触する作業には従事させない。</li> </ul>

# トイレ・手洗いのルールづくり

- ① ほ場や各施設から通える場所に、手洗い設備やトイレを確保する。
- ② 汚水がほ場や各施設、水路を汚す可能性が無いか確認する。
- ③ 定期的な点検・修理を行い、清潔に保つ。



# 1. 食品安全 「施設の一般衛生管理」

有害生物への対応	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 農産物取扱い施設内において、有害生物（小動物、昆虫及び鳥獣類等）の侵入・発生を防止している。</li> <li>② 駆除する場合には、食品安全に影響がない方法で実施している。</li> </ol>	例えば、どのような有害生物が発生しやすいかを把握した後に、進入路を塞いだり、駆除を実施する。
喫煙・飲食の場所	喫煙・飲食をする場所は、農産物に影響がないように対策を講じている。	例えば、作業場所から隔離された場所で喫煙・飲食をする。



## 1. 食品安全 「整理・整頓・清掃」

3. 労働安全  
にも該当

適合基準	圃場、倉庫、農産物取扱い施設及びその敷地内が整理・整頓・清掃されており、廃棄物の散乱がない。
取り組み例	例えば、使わない機械・道具、廃棄物を栽培中の圃場や施設その周辺に放置していない。

## 1. 食品安全 「栽培工程および収穫工程 におけるリスク管理」

5. 農場経営管理  
にも該当

収穫工程の 明確化	① 農産物・品目ごとに、下記を含む収穫工程を文書化。 1) 作業工程 2) 工程で使用する主要な資源 (器具・容器、機械・設備、運送車両等)
食品安全 危害要因 の評価	① 明確化した収穫工程について、年1回以上、発生する食品安全危害要因を特定しそのリスク評価を実施している。 ② 上記の評価の結果を文書化している。
対策等の 決定	リスク評価に応じて、食品安全を確保するための対策・ルール・手順を定めて文書化している。
対策等の 実施	対策・ルール・手順を周知し、教育訓練した上で実施している。

## 1. 食品安全 「農薬の管理(農薬の選択・計画)」

2. 環境保全  
にも該当

適合基準	① 使用予定の農薬の商品名、有効成分、適用作物、適用病害虫・雑草、希釈倍数、使用量、使用回数、総使用回数、使用時期、使用方法(散布以外)を書いた農薬使用計画がある。 ② 農薬使用計画は、生産国の農薬使用基準を満たしている。 ③ 取引先及び地域の規制要求がある場合には、その農薬使用基準を満たしている。 ④ 水田または水系に近い圃場での使用については、魚毒性を考慮している。
取り組み例	農協や普及センターが作成した防除暦・有効成分とその総使用回数の記載がある使用可能な農薬リスト等を参考にして農薬使用計画を作成する。

# 1. 食品安全

## 「農薬の管理(農薬使用の決定)」

適合基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 農薬管理の責任者は、農薬使用計画に従って農薬使用を決定している。</li> <li>② 計画を変更する場合には、変更した農薬使用計画が管理点(前述適合基準)を満たしているか再度確認してから決定している。</li> <li>③ 収穫予定日から逆算して使用日を決定している。</li> <li>④ その他、ラベルの指示事項に従っている。</li> </ul>
取り組み例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GAPの農薬使用手順書に沿って農薬を使用する。</li> <li>・JA防除暦に掲載されていない農薬に変更する場合はその農薬の商品名、有効成分、適用作物、適用病害虫・雑草、希釈倍数、使用量、使用回数、総使用回数、使用時期、使用方法(散布以外)が掲載された資料(チラシ等)を確認し、保管する。</li> </ul>

2. 環境保全  
5. 農場経営管理  
にも該当

# 1. 食品安全

## 「農薬の管理(農薬使用の記録)」

適合基準	<p>農薬を使用した場合、下記の項目を記録している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 対象作物(農薬登録における適用作物名)</li> <li>② 使用場所(圃場名等) ③ 使用日 ④ 農薬の商品名</li> <li>⑤ 使用目的(適用病害虫・雑草名) ⑥ 有効成分</li> <li>⑦ 希釈倍数が指定されている場合には希釈倍数と散布液量、使用量が指定されている場合には10a当たりの使用量</li> <li>⑧ 使用時期(収穫前日数等)</li> <li>⑨ 使用方法(散布機等の機械の特定を含む)</li> <li>⑩ 作業人名 ⑪ 農薬管理の責任者による検証</li> </ul>
取り組み例	上記が記載できる、生産履歴を使用する。

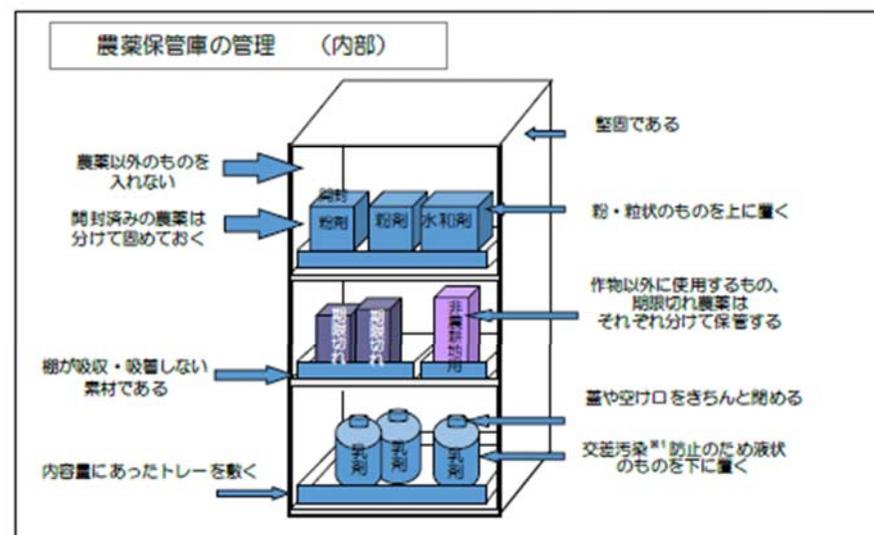
# 1. 食品安全

## 「農薬の管理(農薬保管庫の管理)」

3. 労働安全  
にも該当

適合基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 農薬を農薬保管庫外に放置していない。</li> <li>② 農薬管理の責任者が農薬保管庫の鍵を管理し、誤使用や盗難を防止している。 <b>施錠できること</b></li> <li>③ 農薬保管庫は強固であり、施錠されており、農薬管理の責任者の許可・指示なく農薬に触れることができないようになっている。 <b>耐火性であること</b></li> <li>④ 毒物・劇物及び危険物は、それらを警告する表示がされており、他の農薬と明確に区分して保管している。</li> <li>⑤ 立ち入り可能な農薬保管庫の場合、通気性がある。</li> <li>⑥ ラベルが読める程度の明るさがある。</li> <li>⑦ ラベルに保管温度に関して指示がある場合には、それに従っている。 <b>ラベルを確認出来る採光</b></li> </ul>
------	--

(農薬保管のルール例)



(取り組み例)

110%容量のプラスチックトレイ等設置  
計量秤・計量カップ  
農薬ボトルの再利用禁止  
粉・水和剤は上段、乳・液剤は下段に保管



17

## 2. 環境保全 「肥料等の選択・計画(肥料成分の把握)」

適合基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 購入した肥料はその成分がわかる文書を保管している。</li> <li>② 自家製堆肥等、成分表がないものについては、検査機関による分析または書籍等により標準的な成分量を把握している。</li> </ul>
取り組み例	①例えば、保証票を保管している。施肥設計外の肥料を使った場合、その肥料の成分表も保管している。

18

## 2. 環境保全 「肥料等の選択・計画(適切な施肥設計)」

適合基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 肥料管理の責任者が、施肥設計を行っている。</li> <li>② 施肥設計には、使用する肥料名と含有成分比率、10a当たりの投入量と成分量、施肥方法、施肥時期・タイミングが記載されている。施肥時期・タイミングは食品安全について配慮している。</li> <li>③ 施肥設計は、下記の情報を元に、品質向上と環境保全のバランスを考慮していることを説明できる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1)過去の生産実績(作物の収量、品質)と施肥結果との関係</li> <li>2)土壌診断の結果</li> <li>3)行政または農協の標準施肥量・栽培暦の標準施肥量</li> <li>4)その地域及び下流域における肥料による水質汚染に関する情報</li> </ul> </li> </ul>
------	---

19

## 2. 環境保全 「肥料等の使用と記録」

1. 食品安全  
5. 農場経営管理  
にも該当

適合基準	<p>肥料等の使用について下記の内容を記録している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 施肥した場所(圃場名等)</li> <li>② 施肥日</li> <li>③ 肥料等の名称</li> <li>④ 施肥量</li> <li>⑤ 施肥方法(散布機械の特定を含む)</li> <li>⑥ 作業名</li> </ul>
------	--

20

## 2. 環境保全 「肥料等の保管」

3. 労働安全  
にも該当

危険物の保管 (肥料)	発熱・発火・爆発の恐れがある肥料(硝酸アンモニウム、硝酸カリウム、硝酸カルシウム、硫黄粉末、生石灰)を保管している場合は、肥料の販売店・メーカーに保管方法を確認し、その指導に従って保管している。
肥料等の保管条件	袋詰め of 肥料等の保管場所は下記の項目を満たしている。 ① 覆いがあり、肥料が日光、霜、雨、外部から流入する水の影響を受けないようにしている。 ② きれいに清掃されており、ごみやこぼれた肥料がない。 ③ 肥料等を直接土の上に置いていない。 ④ 農薬入り肥料、石灰窒素は他の肥料等と区別して管理している。

21

(取り組み例)



肥料管理責任者を設置  
屋内にてパレット等の上で保管し地面に直接置かない。  
換気が良好で雨水等の浸入・結露がないこと。

22

## 2. 環境保全 「土の管理(土壌流出の防止)」

適合基準	風や水による土壌流出を食い止めるような耕作技術を利用している。
取り組み例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌の透水性改善</li> <li>・草生栽培等の被覆作物の栽培</li> <li>・石積・ブロックの施工</li> </ul>

23

## 2. 環境保全 「土の管理(土作り)」

適合基準	圃場の土壌特性を把握し、持続的な土地利用のための土作りを行っている。
取り組み例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆肥の施用(植物残渣のリサイクルを含む)</li> <li>・緑肥の栽培(輪作の検討を含む)</li> <li>・適切な土壌改良資材の使用</li> <li>・深耕の実施</li> </ul>

24

## 堆肥の使用と保管



人糞尿由来の生活雑排水汚泥は禁止

廃液が河川・圃場へ流入しない対策をする。

定植前に施用し、直接可食部に触れさせない。

## 2. 環境保全 「廃棄物の保管・処理」

適合基準	① 農場及び農産物取扱い施設で発生する廃棄物を把握し、その保管方法と処理方法を文書化している。農産物、資材類、さらには環境を汚染しないように保管し、処理をしている。
取り組み例	下記のことを守って処理する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政の指導に従う。</li> <li>・産業廃棄物の処理記録がある。</li> <li>・紙の空容器は事業系一般廃棄物として処理する。</li> <li>・使用済み農業資材を野焼き、放置、埋め立てしない。</li> <li>・廃棄物の容器は内容物が漏れないようになっている。</li> <li>・圃場や施設へねずみや虫等を引き寄せない場所に廃棄物を保管している。</li> <li>・農薬の空容器の処理と保管はラベルの指示に従う。</li> <li>・容器内の農薬は使い切り、空容器は他の目的に使用しない。</li> </ul>

## 3. 労働安全 「作業者の労働安全」

適合基準	① 危険な場所、危険な作業に関するリスク評価を年1回以上実施し、事故やけがを防止する対策を文書化している。 リスク評価とその対策は、自分の農場及び同業者で発生した事故やけがの情報等を参考にしている。危険な作業として下記を必ず評価の対象としている。 1)乗用型機械の積み降ろし及び傾斜地や段差での使用 2)耕耘機の使用 3)草刈機(刈払い機)の斜面・法面での使用 4)脚立の使用 ② 上記①で立てた事故やけがを防止する対策を周知実施している。
------	--

## 3. 労働安全 「作業者の労働安全」

取り組み例	①事故やけがは、転落、つまずき、挟まれ、巻き込まれ、切断、ぶつかり、引っかけ、ヤケド、中毒、酸欠、熱中症、蜂・蛇等の被害がある。 対策には、例えば下記がある。 1)積み降ろしの角度が緩やかになるようにする。傾斜や段差を十分に把握して作業する。移動時等の左右ブレーキの連結。 2)バック時には必ず振り返って後方確認、いきなり深く耕さない。 3)斜面・法面での十分な足場の確保 4)安定した設置、天板に乗らない、開脚防止チェーンをかける、昇降時にものを持たない。
-------	--

(取り組み例)

## 農薬散布時の注意事項



農薬散布専用の合羽・  
ゴーグル・マスク・ゴ  
ム手袋等を準備。  
使用後は必ず洗濯等を  
し清潔にする。  
交差汚染を防止して保  
管

29

(取り組み例)

## 農薬散布時の注意事項



常備用と農薬散布  
用の救急箱を用意  
(ガーゼ・包帯・  
ピンセット・災害  
備蓄用水・アイボ  
ン・絆創膏)

30

## 3. 労働安全 「労働事故発生時の手順」

適合基準	労働事故発生時の対応手順や連絡網が定められており、作業員全員に周知されている。
取り組み例	・「労働事故発生時手順」(掲示物)を掲示し対応方法を周知する。

31

掲示用

### 事故発生時の対応

1 事故発生、事故発見

2 被害者の安全確認

3 連絡

①緊急時 救急車・火災 119番  
警察・事故 110番

②第一連絡先 氏名 ( )

自宅: \_\_\_\_\_

携帯: \_\_\_\_\_

- ・事故発生場所、状況説明 (いずれも被害者の対応を最優先)
- ・対応の指示を仰ぐ

32

#### 4 応急措置

##### <連絡先>

警察署 ( ) 電話番号 \_\_\_\_\_

消防署 ( ) 電話番号 \_\_\_\_\_

J A担当 ( ) 電話番号 \_\_\_\_\_

内科 病院名 ( ) 電話番号 \_\_\_\_\_

病院名 ( ) 電話番号 \_\_\_\_\_

外科 病院名 ( ) 電話番号 \_\_\_\_\_

病院名 ( ) 電話番号 \_\_\_\_\_

### 3. 労働安全 「事故への備え」

適合基準	労働事故発生に備えて、清潔な水及び救急箱がすぐに使えるようになっている。救急箱の中身は管理点14.1で評価したリスクへの対応に必要なものを用意している。
取り組み例	救急箱の中身は、例えば、包帯、消毒液、絆創膏、虫刺され用薬品がある。 救急箱を整備し、必要な場所に配置する。

### 3. 労働安全 「機械・設備および運搬車両の点検・整備」

適合基準	<p>① 保有する機械・設備及び運搬車両のリストがある。そのリストには設備・機械及び運搬車両に使用する電気、燃料等が明確になっている。</p> <p>② 機械・設備及び運搬車両は、適期に必要な点検・整備・清掃を実施し、その記録を作成している。外部の整備サービスを利用している場合は、整備伝票等を保管している。</p> <p>③ 機械・設備及び運搬車両は、食品安全、労働安全及び盗難防止に配慮して保管している。</p>
------	--

### 4. 人権保護 「人権・福祉と労務管理 (労働力の適切な確保)」

適合基準	<p>① 労働者の名簿がある。名簿には少なくとも氏名・生年月日・性別・住所・雇入れの年月日が記載されている。個人情報には守秘義務を遵守して管理している。</p> <p>② 外国人労働者を採用する場合、在留許可があり就労可能であることを確認している。</p> <p>③ ILO条約またはより厳格な法令がある場合はその法令で定義されている「児童労働」を利用していない。また、年少者の雇用は、法令に準拠している。</p>
------	---

\* 同居の親族のみで運営されている場合(家族経営)、該当外となる。その他の場合は、使用者(経営者)と作業者との間に使用従属性があるか、労働の対価として賃金を支払っているかということを主なポイントとして労働者に相当するかを判断する。季節的な短期雇用者も労働者となる。

## 4. 人権保護

### 「人権・福祉と労務管理 (使用者と労働者のコミュニケーション)」

適合基準	<p>① 使用者と労働者との間で、年1回以上、労働条件、労働環境、労働安全等について意見交換を実施し、実施内容を記録している。</p> <p>② 使用者と労働組合または労働者の代表者との間で自由な団体交渉権が認められており、締結した協約または協定がある場合にはそれに従っている。</p>
------	---

\* 労働者外無い場合は該当外

37

(取り組み例)

## 衛生・休憩施設の設置



衛生・雇用管理責任者を設置する。  
休憩場所、手洗い場所  
トイレ  
喫煙所

38

## 5. 農場経営管理

### 「ほ場と施設の地図」

適合基準	圃場と施設の地図がある。地図には周辺の状況を記載している。
取り組み例	リスク評価の資料として活用するために地図を用意する。 施設には、農機具や資材の保管倉庫、農産物取扱い施設、衛生施設(トイレ、手洗い)、エネルギー(重油、電気等)、給排水の関連施設等がある。

39

## 5. 農場経営管理

### 「計画および実績評価」

生産計画	<p>農場の責任者は下記の項目を含む生産計画を立て文書化している。</p> <p>① 作業内容及び実施時期 ② 品目ごとの収穫見込量 ③ 生産性等に関する目標</p>
作業記録	圃場及び農産物取扱い施設での作業を記録している。
記録の保管	記録を過去2年分以上保管し閲覧可能な状態にしている。2年を超える保管期限を法令または顧客に要求されている場合には、その要求に従って記録を保管している。

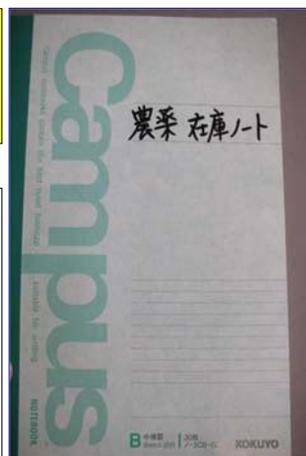
40

(取り組み例)

## 農業・肥料在庫台帳の作成

全ての作物分を記録  
ノート1冊が身を守る  
ムダが無くなる＝経営改善

農業・肥料在庫台帳を  
購入伝票を保管  
出納簿型式



41

「認証をとる」を視野に入れる場合は  
～JGAP、ASIAGAP～  
日本GAP協会HP「JGAP基準書 規約・細則」



42

「認証をとる」を視野に入れる場合は  
～GLOBALG.A.P～  
GAP普及推進機構/GLOBALG.A.P協議会 HP内  
「GLOBALG.A.P基準文書Ver5.1版」



43

- 農場でリスクの掘り起こしや改善策を考えてみる。
- 農場主だけでなく、ほ場で働く人みんなで意見を出し合うと、改善点が多く見えてくる。

自分の農場で必要と思う取り組みから  
始めましょう！！

「良い農業を習慣づけよう！！」  
→続けられる農業(持続可能な農業)

44